

鹿 角 市 公 告 第 3 2 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により鹿角市森林整備計画を変更したため、同法第10条の5第10項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

令和7年3月11日

鹿 角 市 長 関



- 一 縦覧に供する書類
 鹿角市森林整備計画
- 二 縦 覧 場 所
 鹿角市役所産業部農地林務課